

# 令和 8 年度 予算 編成 要 領

## I 我が国の経済状況

最近の我が国の経済は、内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、景気は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しており、個別の項目では、個人消費は、持ち直しの動きがみられ、設備投資は緩やかに持ち直しており、生産は横ばいとなっているほか、企業収益は総じてみれば、おおむね横ばいとなっており、雇用情勢は改善の動きがみられ、消費者物価は上昇しているとされている。

また、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であるとされている。

## II 国・県の動向

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2025において、国内外の情勢を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、成長型経済への移行を確実にすることを目指すとした上で、令和8年度予算は、当該方針および骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行うとしており、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB(プライマリーバランス)黒字化を目指す」という目標が示されたところである。

経済、物価動向等を適切に反映し、物価高騰対策を含む重要政策の推進のため、前年度当初予算に100分の20を乗じた額の合計額の範囲内で要求することとされた一方で、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する方針であることから、既存の事業が次年度以降も継続されるかは、不透明な状況にあると言える。

次に、県においては、社会の変化に合わせてしなやかに変わり続け、みんなでともにいきる「健康しが」をつくる予算編成および組織体制の構築を行うとした上で、ともにいきる「健康しが」、「財政健全化の推進」を令和8年度の当初予算編成方針としている。財政の健全化については、令和8年度は行政経営方針2023－2026で定められた収支改善の取組の継続とともに、財政の持続性・安定性の確保に向けて、歳入確保の取組の継続、発展や既存事業の不断の見直しに加え、国スポ・障スポ大会等に関連した事業の見直し、また、大会を景気とした事務事業の廃止、効率化などにより、未来に向けた投資など新たな行政需要等へヒト、財源の配分シフトする土台を築いて

いくとされていることから、令和8年度の事業補助金については、補助対象の変更のみならず補助金制度自体の大幅な削減の可能性もあるため、常に県の動向を注視し、情報収集しておく必要がある。

### Ⅲ 本市の財政状況

令和6年度決算における歳入面では、その根幹である市税のうち個人市民税は定額減税の影響により3.2%、額にして約2億623万円の減、法人市民税は好業績となった法人があったため34.5%、額にして約7億5,657万円の増、固定資産税は公平・公正な課税を目的として実施した償却資産の実地調査等により0.5%、額にして約4,281万円の増となり、市税全体では3.0%、額にして約5億8,411万円の増収となり、過去最高であった昨年度を超える歳入額であったにもかかわらず、財政の弾力性を示す経常収支比率は97.4%まで悪化し、県内市町ワーストとなったところである。

一方、歳出面では、普通会計ベースにおいて、近年実施した大型の投資的経費の財源とした市債償還が開始されたことなどにより公債費が9.2%の増となったほか、扶助費および人件費についても増となったことから、義務的経費全体では11.3%、額にして約28億6,345万円の増となっており、今後も増加することが見込まれている。また、投資的経費は28.7%、額にして約15億9,949万円の減、物件費は9.0%、額にして約8億1,763万円の減となり、令和6年度決算収支は、歳入歳出差引額から翌年度繰越額を差し引いた実質収支額が約24億2,017万円と、前年度より1億4,340万円の増となったところである。また、財政健全化判断比率である4つの指標のうち、実質公債費比率は昨年度に続き悪化しており、さらに、今後、過去の大規模事業に係る市債元金の償還や、彦根愛知犬上広域行政組合が実施する(仮称)新ごみ処理施設建設事業への負担金などの財政負担が確定していることから、引き続き悪化することがすでに見込まれ、予断を許さない状態である。

また、令和7年度当初予算編成時、財政調整基金の大半を取り崩すことで、一般財源を確保するような事態である上、令和8年度当初予算編成においてはさらに厳しい事態となることが明らかであったことから、財政調整基金に依存した予算編成も限界を迎えたといえる緊急事態にある。

このような状況に追い打ちをかけるように、令和8年度から新たに生ずる市債元金の償還、昨年度と同程度の高水準のベースアップとなった人事院勧告など、義務的経費の増加が確実に見込まれていることから、従来から実施している行政サービスの維持も厳しいと言わざるを得ない。

#### IV 令和8年度予算編成に向けて

令和8年度の予算編成については、まず、歳入面では、歳入の根幹をなす市税について、現時点では、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響が懸念されることから、令和7年度現計予算と同程度を見込んでいるが、税収は経済の動向および国の政策に左右されることから、予算編成過程において注意深くその見積りを行わねばならない。

また、8月末に総務省所管の概算要求が公表されたところであるが、地方財政収支の仮試算によると、人事院勧告を踏まえた人件費増は約8千億円であるのに対し、地方交付税は自治体に配る「出口ベース」で前年度予算比2.0%、額にして約4千億円の増とされ、差引約4千億円は市税で賄うこととなることから、令和7年度よりも厳しい状況にある。

加えて、本市では自主財源の確保に力点を置き、ふるさと彦根応援寄附金等の歳入に期待しているが、自治体間競争が激化し総務省も制度を厳格に運用する中、今後も安定的に確保できるか不透明な状況であり、その見積りに当たっては精査が必要である。

一方、歳出面では、正規職員に係る人件費、扶助費については削減することが難しいほか、公債費にいたっては過去の大規模事業に係る元金償還が年々増加していくことから、義務的経費全体では増加するものと見込んでいる。

加えて、施設等の維持管理経費をはじめとしたいわゆる経常的経費についても、物価高騰の影響を受けることが予想されることから、これを見越し、最低限必要不可欠な費用を見積もる必要がある。

さらに、投資的事業では、今年度、実施設計が完了した(仮称)図書館中部館整備工事や、施設長寿命化のための工事など、計画的に実施進めていかなければならない事業はあるものの、過去の大規模事業の実施に伴い、多額の市債を発行しているため、今後、実質公債費比率は悪化していくことが見込まれている。加えて、彦根愛知犬上広域行政組合が実施する予定の(仮称)新ごみ処理施設建設事業への負担金がこれに追い打ちをかけることから、市債発行を極力抑える必要があるため、投資的事業については事業規模を抑える必要がある。

令和8年度当初予算の見積りに当たっては、現下の本市の財政状況等を十分認識し、限られた財源の中で、変化し続ける社会情勢に対応するために前例踏襲という固定観念から脱却し、経常経費や施設の維持経費等を確保した上で、職員自らが主体的に各種事業の優先度を考え、部(局)内および部(局)間での調整や議論を経た上で、下記のとおり諸施策・諸事業を見積もられるよう格段の努力を図られたい。

記

## 1 全般的事項

- (1) 社会経済情勢の推移および国の地方財政措置の動向について、常に注視しながら財源の見通しを立て、年間予算を編成するものとするが、限られた一般財源額のなかで、市民サービスへの影響を最小限に抑えつつ、かつ、令和6年3月に策定した彦根市行政経営改革プランの方針に基づき、健全な財政基盤の確立および効率的・効果的な行政体制の整備に取り組むとともに、各施策の展開を図るものとする。

また、その展開に当たっては、彦根市総合計画基本計画を基にした、

「だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち」

「子ども・若者が自分らしく輝き、学び躍動するまち」

「歴史・文化を生かし、にぎわいと特色ある産業が育つまち」

「豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまち」

「政策推進のための取組」

の、5つの分野を政策の方向性とする。

- (2) 「歳入確保対策」については、人件費・公債費といった義務的経費の増加が予想される中、税収の見通しも不透明であることから、できるだけ市民サービスへの影響を回避し、従来水準の行政サービスを維持するためにも、これまで以上に受益者負担の適正化、未収金対策の強化など自主財源の確保に向けた取組を行っていくとともに、市税収入以外の新たな自主財源の確保にも格段の努力をされたい。

特に、企業版ふるさと納税については、全国的に年々寄附実績が増加しており、他自治体では実施していない本市独自の事業については寄附を募りやすいことから、これに該当する事業については、積極的に活用すること。また、クラウドファンディングについても、新たな歳入確保策として、庁内外で実施されている事例を参考に、検討されたい。

- (3) 必ず全ての事業について類似事業の重複がないか確認を行うとともに、事業の統合や隔年実施を検討すること。また、所期の目的を達成している事業や効果の低下が見られる事業については、原則、廃止・延伸・縮小等を行うこと。

- (4) 今年度、彦根市行財政緊急改革本部において、令和7年度当初予算査定時に通知した市長内示コメントの検討を行い、検討結果を本部あてに報告するよう伝達している。予算要求に当たっては、本報告に基づき、市長内示コメントの検討結果を踏まえた内容とすること。

なお、本部への報告を要しないこととした市長内示コメントについても、その趣旨に基づいた予算要求を行うこと。

- (5) 現在、全庁的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していることを踏まえ、現状の業務手順等が無駄がないか確認しつつ、RPAやAI-OCRなどのICT技術を活用した業務改善にさらに積極的に取り組むこと。なお、こうしたICT技術の導入に当たっては、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法による業務フローの見直しを必要とするため、DX推進室および働き方・業務改革推進課と情報共有し、連携すること。
- また、DXの推進とは単に高額なシステムを導入することではないということを十分に認識し、民間業者の営業を真に受けるなど、安易な要求は厳に慎むこと。
- (6) 業務見直しの推進については、業務量が過大と感じる職員が継続的にみられる現状も踏まえ、とりわけ所属長の責任とリーダーシップにより、人員体制や予算のチェックを行いながら、常に業務のスクラップ&ビルドを意識し、今やるべき仕事を見極め、継続する業務については効率化を図ること。
- (7) 地域の自主性および自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体または都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等が行われていることに鑑み、市民、事業者および行政の役割分担の見直しを積極的に推進すると同時に費用負担を検討し、事業の抜本的な見直しによるスリム化に努めること。
- (8) 事業の選択に当たっては、その優先度・緊急度を見極めながら、中・長期的な視点に立って、事業の目的と効果を勘案し見積もること。
- (9) 令和6年度決算および現状を確認・分析しこれらを反映した予算見積りとする。

## 2 歳入に関する事項

### 全般事項

過度な見積りは歳入欠陥が生じる理由となり、年度途中での事業執行の停止等を生じかねないため、情報収集等により現状を的確に把握し分析を行った上で、今後の見通しを立て適正に見積もること。

#### (1) 市 税

市税については、社会経済情勢や決算状況の推移等を十分考慮するとともに税制改正等の動向を注視して、適切な年間収入見込額を見積もること。

なお、引き続き適正な税收の確保を図るため、潜在している課税客体の完全捕捉に努め、収納率の向上、滞納の一掃に特段の配慮をすること。

#### (2) 地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等

総務省が公表した「令和8年度地方財政収支の仮試算」において、これらの収入については、前年度と比較して変動している項目があるが、今後の経済状況に大きく左右される譲与税、交付金等があるため、常に最新の情報を収集することに努め、適正な収入見込額を見積もること。

### (3) 国・県支出金

国・県支出金については、どの時点で詳細な情報が公表されるか不確定なため、国・県の予算編成の動向に常に留意し、補助制度の積極的な活用を図るとともに、それぞれの交付基準に基づき、補助率、補助単価および補助事業量等を的確に把握し、適正額を見積もること。

また、新たな補助制度の創設も考えられることから、その動向を十分注視し、事前の情報収集に努め、機を逸することがないよう的確に見積もりを行うほか、情報に変更が生じた場合は、財政担当と速やかに情報共有を行い、迅速に対応すること。

なお、国・県支出金に係る制度が廃止・縮減された場合は、市の制度も廃止・縮減することを原則とする。

### (4) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、現下の財政状況に鑑み、事業の性格に応じ、現在の負担の額に再検討を加えて、負担の公平性、受益の程度、負担能力等を考慮し、適正な額を見積もること。なお、条例改正については、当初予算と同時に議会へ提案すること。

### (5) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、現下の財政状況に鑑み、受益者負担の原則により費用に見合う適正な額を見積もること。さらに、受益者負担の適正化の観点から低所得者等の社会的弱者に対する配慮以外の減免規定が設けられているものについては、積極的な見直しを行うこと。また、収納率の向上、滞納の一掃に特段の配慮をすること。なお、条例改正については、遅くとも当初予算と同時に議会へ提案すること。

### (6) 財産収入

財産売却収入については、財産および物品等の現況を的確に把握し、処分等が見込まれるものについては、適正な収入額を見積もること。特に未利用となっている財産のうち、今後の活用見込みがないものについては、積極的に処分等を進めていくこと。また、財産貸付収入については現行貸付料の基準設定後の経緯に応じ検討を加え、現状に即した適正な額を見積もること。

### (7) 市 債

市債については、地方債計画および協議方針に基づき、適債事業に対し適正な充当可能額を

見積もること。ただし、過去の大型事業の実施に伴い、すでに多額の市債を発行していることから、過度な市債発行は避けること。また、起債を充当する事務費についても、必要最小限とすること。

#### (8) その他

その他の収入については、それぞれ従来の実績を精査し、新しい税財源の導入や自主財源の確保について検討すること。

近年では、金亀公園多目的競技場のネーミングライツの導入、市立病院のMR I 更新や特別史跡の保存修繕に伴うクラウドファンディングでの寄附金調達などを行っているところであり、このような取組を参考に、「財源は自ら稼ぐ」という発想のもと、創意と工夫を持って検討すること。

その他、歳入全般にわたり滞納の一掃を図るため、未収金対策の強化と関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。

### 3 歳出に関する事項

#### 全般事項

今後、実質公債費比率が悪化の一途を辿ることが見込まれる中、目下の財政状況についても財政調整基金に依存した予算編成も限界を迎えたといえる緊急事態にあることに鑑み、事業の必要性、効果を十分検証した上で、真に必要な事業について、適正に見積もること。

また、所期の目的を達成している事業や効果の低下が見られる事業については、原則、廃止、延伸、縮小等を行うこと。

#### (1) 人件費

住民ニーズや行政課題は多様化・複雑化しているところであるが、職員定数管理上、人的資源には限りがあり、昨年度に引き続き、事業の廃止・統合・縮小により現在の職員配置人員の削減を行うなどにより、人件費の抑制に努めること。

また、会計年度任用職員については、開庁時間の短縮を踏まえるなど各事業の見直しを行った上で真に必要な人員を要求すること。

#### (2) 投資的経費

補助事業については、国、県の動向に十分留意し、投資効果を十分勘案の上、見積もること。特に市債の発行を必要とする投資的事業については、事業の緊急性、投資効果、後年度負担を

検証し、総合的に実施を判断すること。また、起債を充当する事務費について、漫然と上限額を計上するのではなく、必要最小限を見積もること。

### (3) 防災対策関連経費

防災対策関連経費については、現行の彦根市地域防災計画や地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業推進を図る場合は、事前に危機管理課と協議の上、提出すること。

### (4) 負担金、補助及び交付金

#### ア 補助金・交付金

補助金・交付金については、漫然と予算要求することなく、その必要性、公平性、妥当性を評価し、見直しを検討すること。

また、必ず補助対象経費、補助率等を明確にした補助金の交付要綱（案）を作成するとともに、見直し結果等を記載した補助金予算要求調書を見積書に添付するほか、次の各号によることとする。

(ア) 特に法令に基づかない諸団体への補助金等については、交付団体の活動状況やその成果、補助金の目的の達成度合等について十分検討を重ね、団体自体の財源収支の不足額を安易に市補助金に求めるような見積りは厳に避けること。

(イ) 補助効果が出ていないものは、廃止すること。

(ロ) 補助効果が把握しにくいものは、廃止、縮小の検討をすること。

(ハ) 現行の補助率が1/2を超えているものは、原則1/2以内の補助率まで下げ、補助基本額、補助限度額は現行を超えないこと。

(ニ) 例規の改正が伴うことを失念しないこと。

#### イ 各種協議会等負担金

負担金予算要求調書を見積書に添付すること。また、各種協議会等の負担金の増額および新規加入については、認めない方針であるほか、次の各号によることとする。

(ア) 経費節減のため任意の協議会等への新規加入は行わない。

(イ) 本市が補助金を支出している協議会（本市が事務局を担当している協議会等を含む。）において、その団体の繰越金（令和6年度決算ベース）が“構成員の年間負担額×構成員数＝年会費総額”の2倍を超えている場合は、令和8年度の予算要求は行わないことを原則として、これにより難しい場合は繰越金の額に応じて令和8年度の負担金を令和7年度の

額より減額するよう事務局と調整する等の工夫をした上で見積もること。

- (ウ) 全ての協議会等について、継続加入するのか脱退するのかの加入の見直しを行うこと。

また、継続加入する場合においても、減額の可能性が無いかの検討を行うほか、増額を求められるものは、その負担割合方法が妥当であることを立証できる資料を添付すること。

(5) 事業委託経費

事務事業の性格から、委託方式を実施しているものについても、漫然と継続することなく、委託内容（仕様書）について再検討を行うとともに、新たに委託方式を計画する場合にあってもその内容を十分精査し、真に経済的効果があるかどうかを検討するとともに、漫然と一者随契によるのではなく、その費用が適正かどうかの検討を行うこと。さらに、従来直営していた業務であっても、改めて市が実施することの必要性、コスト比較や費用対効果の分析を行い、官民の役割分担を明確にし、民間の経営資源を活用する方が効果的なものについては、働き方・業務改革の観点からも積極的に委託化へシフトし、本市の負担軽減を図ること。

(6) 年間業務量の把握

真に実施可能な年間事業量を把握し、翌年度への繰越しが発生しない規模で見積もるとともに、決算において不用額が生じている事業については、その内容を把握し十分検討の上、適正な額を見積もること。

(7) 民間活力の導入

公の施設については、施設の在り方から検討し、必要に応じてサウンディング型市場調査（民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査）の手法を積極的に活用し、その結果により民間委託や移譲など民間活力の導入による効率的・効果的な運営手法を検討すること。

(例) 金亀公園整備事業(P a r k－P F I)

(8) その他

地方分権に関し、県から委譲される事務のうち予算措置が必要なものについては遺漏のないよう、十分注意の上見積もること。

また、部局間で横断的に取り組むべき事業については、必ず協議調整の上見積もり、調整結果をヒアリング時に説明のこと。

歳出削減については、近年、郵便料金の値上げや、口座振替手数料の費用発生などが生じており、本市の財政を圧迫する要因となっていることから、全庁的な取組が必要となってい

る。メール等代替策が検討できるものの精査、支払件数の削減などの事務経費の削減について、より一層の取組を進めること。

#### 4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計の予算編成に準じ、それぞれ会計の設置目的を十分考慮して年間必要額を見積もること。また、一般会計からの繰出金については、繰出基準に基づき適正額を見積もること。

#### 5 企業会計に関する事項

企業会計については、公共性の確保と経済性の発揮を前提に独立採算制を執る会計であることから、長期的展望に立って経営収支を分析検討し、事業計画に当たっては慎重を期し、健全経営の確立を目途として、年間所要額を見積もること。

また、原則、一般会計からの繰出金については、地方公営企業会計繰出基準（総務副大臣通知）に定められた経費以外については、認めないことから留意すること。

なお、現在の一般会計の財政状況では、令和7年度予算を上回る繰出金は捻出できないことから、一層の業務効率化に努め予算を見積もり、一般会計からの繰入金は、病院事業会計については、前年度対比96%以内、下水道事業会計については、前年度対比97%以内に留めること。

#### 6 その他の事項

予算編成事務の細部について、別途「令和8年度予算編成留意事項」によること。